

久御山町建築物耐震改修促進計画

令和8年4月

久 御 山 町

久御山町建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに

- (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の改正・・ 1
- (3) 「久御山町建築物耐震改修促進計画」の位置づけ・・・・・・・・・・ 1

1 耐震化の促進に関する目標

- (1) 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・ 2
- (2) 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ① 住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ② 公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 耐震化施策の現状と実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ① 木造住宅耐震診断士派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ② 学校、保育施設耐震診断事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ③ 地震に強い安心安全なまちづくり防災出前講座・・・・・・・・・・ 4
- (4) 耐震改修等の目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ① 住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ② 特定建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ③ 公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ④ 公共性の高い民間施設の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・ 5

2 建築物の耐震化を進めるための取組

- (1) 耐震化促進に向けた基本的な取組方針・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ① 地域特性を活かした耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ② 緊急性や公益性による耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ③ 適切な役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・ 6
 - ① 耐震診断の支援策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ② 耐震改修の支援策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 耐震化に関する啓発及び知識の普及の取組・・・・・・・・・・・・ 7
 - ① エレベーターの地震防災対策の推進・・・・・・・・・・・・ 7
 - ② 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策・・・・・・・・ 7
 - ③ 家具転倒等防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 建築物の総合的な安全対策に関する取組・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ① 避難路等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ② 特に重要な緊急輸送道路の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- (1) 地震ハザードマップの作成・公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実	8
(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	9
① パンフレットの作成・配布	9
② セミナー・講習会の開催	9
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	9
(5) 自治会等との連携	9

4 指導・勧告又は命令等に関する事項

(1) 所管行政庁との連携	9
---------------	---

5 その他建築物の耐震化の促進に関する事項

(1) 計画の進行管理	10
(2) 国、京都府との連携に関する事項	10

参考資料

◆ 住宅の耐震化率の算定	11
◆ 地震発生確率とは	11
◆ 住宅・建築物の耐震基準	11
◆ 木造住宅に関する耐震基準	11
◆ 減災化住宅	11
◆ 特定既存耐震不適格建築物	12
◆ 要緊急安全確認大規模建築物	12
◆ 町内の緊急輸送道路	14

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により多くの方の尊い命が奪われたが、地震による直接的な死者数の約9割の方が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。そして、この時倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年以前に建設され、昭和56年6月1日に施行された新耐震基準に適合していない住宅・建築物でした。

その後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などの大地震が頻発しており、平成23年には東日本大震災が、令和6年に能登半島地震が発生し、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。さらには、南海トラフ地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘されるとともに、京都府においても、丹後震災を起こした郷村断層帯をはじめ、花折断層帯や有馬一高槻断層帯など強い地震を起こす可能性のある断層帯があり、地震防災対策はまさに喫緊の課題となっています。

国の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害を減らすため、建築物の耐震改修を、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけています。本町においても、南海トラフ地震及び直下型地震による甚大な被害を低減させることを目標とし、本計画を策定します。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の改正

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)が制定され、その後、地震防災推進会議の提言を踏まえ、平成17年にその一部が改正されました。

平成23年には東日本大震災が発生し、社会資本整備審議会による答申に基づき、平成25年に再び改正されました。

改正後の耐震改修促進法の概要は次のとおりです。

- ① 耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表
要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物について、それぞれ定められる期限までの耐震診断実施・報告の義務化及び結果の公表
 - ② 現行の建築基準法令に適合しない全ての建築物の所有者に対する、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務の創設
 - ③ 耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特例措置の創設
 - ④ 耐震性に係る表示制度の創設
 - ⑤ 区分所有建築物(マンション等)の耐震改修に係る認定制度の創設 等
- また、耐震診断・改修を促進するため、助成のかさ上げや税の軽減なども行われました。

(3) 「久御山町建築物耐震改修促進計画」の位置づけ

久御山町建築物耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第6条の規定に基づき策定しています。

本計画は、平成17年の耐震改修促進法の一部改正に伴って策定され、さらに、平成25年度にも耐震改修促進法の改定がなされ、一定規模・用途の建築物に耐震診断が義務付けられるな

ど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組が強化されたことを受け、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に基づき改定するもので、町内の建築物の地震に対する安全性の継続的な向上を目的として、耐震化の目標や施策等を定めるものです。

なお、本計画の計画期間は京都府と合わせ、令和17年度末を期限とします。

1. 耐震化の促進に関する目標

(1) 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成20年度及び令和7年度等に見直しが実施された「京都府地震被害想定調査」及び内閣府のデータを基にした京都府被害想定に基づき、本町において想定される地震の規模及び被害の状況は以下のとおりです。

断層名		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数 (人)		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	消失建物 (棟)
				重傷者数 (人)						
花折断層帯	花折断層帯(R6)	6強	36	372	61	179	1,444	730	1,590	68
	桃山-鹿ヶ谷断層帯(H20)	6弱	-	80	-	30	1,120	100	550	-
黄鶯断層帯(H20)		6弱	-	100	-	40	1,410	130	660	-
奈良盆地東縁断層帯(R7)		6強	4	92	8	55	601	166	676	-
西山断層帯	亀岡断層帯(H20)	5強	-	-	-	-	160	-	90	-
	樫原-水尾断層帯(H20)	6強	10	200	10	90	2,350	320	1,060	-
	殿田-神吉-越畑断層帯(R7)	6弱	1	38	2	15	163	48	325	2
	光明寺-金ヶ原断層帯(H20)	6弱	20	330	30	180	3,710	610	1,490	-
三峠断層帯(R7)		5弱	-	-	-	-	-	-	-	-
上林川断層帯(R7)		5弱	-	-	-	-	1	-	-	-
若狭湾内断層帯(H20)		5弱	-	-	-	-	10	-	-	-
山田断層帯(R7)		5弱	-	-	-	-	-	-	-	-
郷村断層帯(R7)		5強	-	1	-	-	2	5	4	-
上町断層帯(H20)		6弱	-	70	-	20	1,050	90	510	-
生駒断層帯(R7)		6強	29	253	53	301	2,648	911	1,249	36
琵琶湖西岸断層帯(H20)		6弱	10	150	10	70	1,990	230	900	-
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯(R7)	7	32	265	59	333	2,641	1,041	1,249	42
	宇治川断層帯(H20)	6強	10	210	10	100	2,450	360	1,100	10
木津川断層帯(R7)		6強	4	87	7	50	542	148	650	4
埴生断層帯(R7)		6弱	1	30	2	10	121	35	261	2
養父断層帯(H20)		5強	-	-	-	-	100	-	40	-
和束谷断層帯(H20)		6弱	-	60	-	20	1,020	70	460	-
東南海・南海地震(H20)		6弱	-	60	-	20	970	70	460	-

京都府地震被害想定調査結果（2008、2024、2025）

断層名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	消失建物 (棟)
			(人)	重傷者数(人)					
南海トラフ地震	6強	10	230	30	70	320		200	

内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）

（2）耐震化の現状

① 住宅

令和5年の住宅・土地統計調査をもとに、京都府の住宅の耐震化比率を推計すると京都府全体で90%であり、国の推計とほぼ同等の水準となっている。

また、令和7年の京都府の住宅の耐震化率を推計すると、91%となっています。

住宅の耐震化率の推計

年	H15	H20	H25	H30	R5	R7
京都府	74%	78%	81%	87%	90%	91%
国	75%	79%	82%	87%	90%	—

住宅の種類別にみると、木造戸建住宅等（木造戸建住宅及び木造長屋建住宅）の耐震化率が約83%と特に低くなっており、その他の住宅（共同住宅）の耐震化率は約96%となっています。

② 公共施設

本町における公共施設の耐震化率は100%となっています。

公共施設の耐震化の状況（令和7年3月時点）

全棟数	S57年 以降建 築の棟 数	S56年 以前建 築の棟 数	耐震診断実施棟数			耐震診 断未実 施棟数	耐震済 の棟数	耐震診 断実施 率	耐震化率
			耐震診 断実施 棟数	改修の必要が ない・改修済 棟数	未改修 の棟数				
42	24	18	18	18	0	0	18	100%	100%

（3）耐震化施策の現状と実績

本町においては、災害に強いまちづくりの一環として、以下のような既存建築物に対する耐震化促進の施策を実施しています。

① 木造住宅耐震診断士派遣事業

平成 17 年度から国土交通省「住宅・建築物耐震改修等事業」、京都府「京都府住宅耐震診断事業」を活用し、本町「木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱」を策定し、町内の木造住宅で耐震性の低い住宅の耐震診断を実施し、その経費の一部を補助しています。

平成 17 年度～令和 7 年度の 21 年間で 100 件の耐震診断士派遣を実施しています。

② 学校、保育施設耐震診断事業等

町内には、令和 7 年時点で公立学校施設が中学校 8 棟、小学校 14 棟、こども園 10 棟あり、このうち昭和 56 年以前の建物は中学校 2 棟、小学校 14 棟、こども園 2 棟でありました。平成 18 年には、国土交通省「住宅・建築物耐震改修等事業」を活用して耐震診断を実施、令和 7 年時点において耐震化率は 100%となっています。

③ 地震につよい安心安全なまちづくり防災出前講座

本町では、町内の自主防災会、自治会など対象に平成 17 年度から、地震防災や耐震改修等に関する知識の伝授を図るため、町職員（消防関係含む）を派遣して、わかりやすく、親しみやすい防災出前講座を実施しており、京都府とも連携し「地震につよい安心安全なまちづくり出前講座（やってみよう！耐震診断）」を協働で取り込んでいきます。

また、毎年度、自主防災リーダー研修会を開催し、地震防災や耐震改修等に関する知識の普及に努めます。

(4) 耐震改修等の目標設定

① 住宅

京都府においては、地震の被害を最小化し死者ゼロを目指すとともに、地震時に府民の命を守ることを最優先として取り組むこととし、令和 17 年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目的としている。

住宅の中でも、木造戸建住宅等の耐震化率が約 83%、その他の住宅の耐震化率は約 96%と、木造戸建住宅等の耐震化率が特に低くなっていることから、木造戸建住宅の耐震化率の向上を重視しながら、住宅の耐震化促進に取り組んでいる。

町内においては、木造戸建住宅等の耐震化率が約 81%、その他の住宅の耐震化率は約 87%となっており、今後令和 17 年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消できるよう現在取り組んでいる地震対策の効率的な推進を図っていきます。

地域によって住宅の規模・構造や耐震化の状況等が異なっているところがあり、地域毎のそれらの状況を踏まえて、本町の特性に対応した耐震化の促進を図ります。密集市街地等の耐震化を特に促進すべきとして選定する区域（以下、「耐震化重点エリア」という。）においては、旧耐震基準の住宅の状況を個別に継続的に把握しながら、耐震化の着実な進展を図ります。

住宅の耐震化の目標は、計画期間 10 年間を見据えた長期のものであることから、随時、進捗状況の点検を行い、早期・短期段階の計画の達成状況を確認するとともに、中期・長期段階の目標の見直しを行う等、計画の進行管理を行いながら、実態に即した施策展開を図っていきます。

② 特定建築物

特定建築物については、その建物用途や重要性から、建物特性等によって耐震化率の水準に差があることから、全ての特定建築物について一律に耐震化率の向上を目指すのではなく、特定建築物の用途や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効率的・効果的な施策展開を図ることで、耐震化の促進を図っていくこととします。

特定建築物の中でも、国や地方公共団体の庁舎、学校、病院等の施設、緊急輸送道路沿道の建築物、避難路沿道の施設、危険物を貯蔵している施設等、地震被災時に避難・救援等で重要な役割を果たす施設や被害抑制につながる施設について、優先順位を高く位置づけ、耐震化の促進を図る施策展開を行っていきます。

③ 公共施設

公共施設については、不特定多数の利用者があり、庁舎、学校等、災害時に救助・避難等の拠点として重要な機能を果たす施設であるが、本町における公共施設の耐震化率は100%であるため、今後の情勢を注視しながら耐震化及び啓発等を行っていきます。

④ 公共性の高い民間施設の耐震化の目標

病院も、防災対策上重要な施設であるが、日常的に24時間稼働が求められる施設であり、耐震改修を進める上での課題が多い施設となっていることから、「医療施設耐震化促進事業」「医療施設耐震整備事業」等の国庫補助制度や独立行政法人福祉医療機構の融資制度等の積極的活用や、税制優遇等の周知徹底等、所管行政庁の指導・助言及び指示に努めることにより、耐震診断・耐震改修の一層の促進を図っていきます。

2. 建築物の耐震化を進めるための取組

(1) 耐震化促進に向けた基本的な取組方針

本町の地質は沖積層で表面地質は、宇治川の氾濫によってもたらされた砂・泥によって未固結堆積物できています。なお、佐山地区においては、礫・砂を主要構成物としてできています。また、町内の住宅の耐震状況は、住宅特性や市街地の形成過程、市街地の更新状況も異なるため、各地域の住宅の耐震化の状況も異なっています。

このような中、地域の住宅特性、地域特性を考慮しつつ、町全体として耐震化の促進を図ります。

① 地域特性を活かした耐震化

町内において歴史的な住宅等の個性ある建築物が存在しており、これらの建築物は伝統構法の構造特性及び構造性能を有しています。

伝統的民家等に関して、京都府が伝統構法に対応した耐震診断手法や、文化的・景観的価値等と調和したままでの耐震改修工法等の研究・開発を実施し、町では、その技術の普及等に努めます。

② 緊急性や公益性による耐震化

町内の地域特性を踏まえた上で、耐震化重点エリア、密集市街地の住宅、危険物を取り扱

う特定建築物、避難路・緊急輸送道路の道路閉鎖の可能性がある建築物等、緊急性や公益性による優先順位に配慮した耐震改修促進施策を展開します。

③ 適切な役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進は、その所有者等が、耐震対策に向け、自発的・主体的に取り組むことを基本とします。

町は、住宅・建築物の所有者等の耐震化の取組みを容易にするように、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修が行うことができるようにするための環境整備や負担を軽減する仕組みづくり及び耐震化に関する啓発及び知識の普及方策等必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解消又は軽減に努めます。

自治会や自主防災組織が、町と連携しながら、地域の安心安全の防災まちづくりの推進に積極的に取組み、その活動を通じて、耐震改修の意義や必要性についての住民の意識啓発を行うことを支援します。

(2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

① 耐震診断の支援策

ア) 住宅の耐震診断の支援

既存住宅の耐震診断については、平成16年度から実施している「京都府住宅耐震診断事業」の活用促進を図り、耐震診断の支援を図ります。

住宅の中でも伝統的民家等に関しては、伝統構法に対応した耐震診断手段が十分に確立していないことから、今後、適切な診断手法が確立した際には、その診断手法の活用についても支援対象としていくことで、伝統的民家に対する耐震診断を支援していきます。

イ) 特定建築物の耐震診断の支援

地震に強い安心安全のまちづくりを推進する観点から、緊急性や公益性を伴う特定建築物について、耐震診断の支援を行っていきます。

地震被災時に避難・救援等で重要な役割を果たす施設や被害抑制につながる施設の耐震化促進の重要性を踏まえ、以下のような特定建築物について優先して耐震診断の支援を行っていきます。

特定建築物の耐震診断（耐震改修）の優先順位

順位	特定建築物	理 由
1	防災拠点として使用する特定建築物（庁舎、学校、病院等）	<ul style="list-style-type: none"> 避難・救援拠点となることから、地震発生直後から機能維持が求められる ただし、施設内容によって補助事業が別途用意されている
2	緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する可能性がある建築物	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生直後から避難・救援活動のために機能維持が求められる緊急輸送道路の閉塞を回避できる
3	密集市街地内及び避難路を閉塞する可能性がある特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の防災性を高めるとともに避難路等の閉塞を回避できる
4	その他	

② 耐震改修の支援策

ア) 住宅の耐震改修の支援

住宅の耐震改修の支援にあたっては、住宅の種別と立地環境を踏まえ、以下のような優先順位を設定して、支援を実施していきます。支援内容等については、優先順位、地域の防災性への効果を踏まえて適切に設定していきます。

住宅の耐震改修の優先順位

順位	特定建築物	理由
1	耐震化重点エリア、密集市街地や避難路沿道に立地する木造住宅	・市街地の防災性能を高め、避難路の閉塞を回避できる
2	その他の木造住宅	・耐震化率の低い木造住宅の耐震化率を向上できる
3	その他（共同住宅）	

耐震化重点エリアをはじめ、防災上問題が大きい密集市街地等において安心安全住宅のまちづくりを進めるため、密集市街地内や、避難路沿道に立地する木造住宅の耐震改修に対する支援を検討していきます。

伝統的民家等に関しては、文化的・景観的価値を残したままで住宅の安心・安全につながるような、伝統的構法等による耐震改修工事に対しても、支援を検討します。

これまでから実施してきた、木造住宅の耐震改修費補助に加えて、平成27年度から簡易改修についても補助対象とし、また、平成29年度より高齢者や障害者等の要配慮者の住む戸建住宅に対して、耐震シェルターの設置補助も実施していきます。

また、最新の建築基準法による構造耐力を満たすことにつながる除却について支援します。

イ) 特定建築物の耐震改修の促進

特定建築物の耐震改修については、耐震診断と同様の優先順位をつけて、耐震改修の促進を図ります。

(3) 耐震化に関する啓発及び知識の普及の取組

① エレベーターの地震防災対策の推進

一般利用者に対して、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等についての日常的な周知・啓発や情報提供の強化を図ります。

② 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策

窓ガラス、外壁等の落下防止対策についても、災害時の被害を軽減する上で重要であり、飛散防止フィルムを貼ることや窓の改修工事、外壁の改修工事等の対策の普及啓発を行います。

さらに、不特定多数の利用する大規模空間を持つ建築物の天井等は、災害時の崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を行います。

③ 家具転倒等防止対策

地震による家具等の転倒及び移動に起因する圧死、負傷者等の被害、避難の障害を未然に防ぐため、家具転倒防止器具の設置を推進します。

(4) 建築物の総合的な安全対策に関する取組

① 避難路等の指定

大規模地震の発生後、住民は避難路を通して避難地に避難することから、地震直後に避難路の通行が確保されていることは人命に関わる重要事項であり、沿道の住宅・建築物等が倒壊して、避難路を閉塞することがないように、沿道の耐震化を促進しておくことが重要です。

本町では、災害時の消防・救護活動の支援軽減化、通学時の児童・生徒の安全確保のため、久御山町地域防災計画で定める「緊急輸送道路」、久御山町教育委員会が指定する「通学路」および、建築物から避難所等までの経路上にある「道路法による道路」「建築基準法第42条第1項及び第2項による道路」「建築基準法施行規則第10条の3第1項及び第4項による道又は通路」のいずれかに該当する道路を「避難路」として位置づけます。

② 特に重要な緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路は、大規模地震の発生後、救助・救急・医療・消火活動・緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送を行う、救援・復興活動の骨格となる路線であり、避難路と同様に沿道の住宅・建築物等が倒壊して、閉塞することがないように沿道の耐震化を促進しておくことが重要です。

京都府地域防災計画で位置づけられた緊急輸送道路(第1次～第2次)の沿道に立地する道路閉塞の可能性がある特定建築物について、耐震化の促進を図ります。

3. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

住民に地震の危険度の認識を深めてもらい、耐震化促進の意識啓発を図るとともに、災害における被害を最小限に食い止めることを目的に、地震に関するハザードマップを作成し、予想される被害の区域や程度等を地図上に明示するとともに、避難場所や危険箇所等の避難情報を分かりやすく表示します。

作成するハザードマップは、地震による揺れについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとし、地域の状況に応じて、地震による揺れだけでなく地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関するものとし、

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

町において、地域住民に身近な住宅リフォームの相談窓口を設置するとともに、建築関連団体や、住宅供給公社の住宅相談窓口等と連携して、地域住民の幅広い相談に対応できる体制と仕組みづくりを進めます。

京都府と連携し、無料相談会の開催や、イベント等の際に住宅相談コーナーを設置し、耐震診断・耐震改修等に関する普及啓発活動に努めます。

相談窓口においては、建築関連団体だけでなく福祉・金融等も含めた関係事業者・団体等多方面の専門家との連携を深め、総合的なアドバイスができる体制づくりを進めます。

(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

① パンフレットの作成・配布

建物の耐震に対する意識向上や耐震診断、耐震改修の実施を促すため、一般住民及び建築技術者向けのパンフレット等を作成し配布します。

② セミナー・講習会の開催

建物の耐震に対する住民の意識向上を図るため、京都府と協同し「地震に強い安心安全のまちづくり出前講座」といった耐震に関するセミナーや講習会の開催を推進します。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

町は京都府と連携して、住宅リフォームに関する相談窓口を設置するとともに、建築・福祉・金融等の多方面の専門家と連携して、総合的なアドバイスができる体制づくりを進めます。

リフォーム事業者等との連携のもと、住宅設備のリフォームやバリアフリー等他の目的の改修の機会に、耐震改修を併せて実施するよう誘導します。

増改築やリフォームにあわせて改修することがコストや手間を軽減できるということを強調する等により、耐震改修の促進に努めます。

(5) 自治会等との連携

地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の普及啓発を行うことが効果的であることを踏まえ、町は自治会や自主防災組織等と連携した「地震・防災マップづくり」等の取組みを促進します。

また、消防署や警察署、町の福祉部局等との連携を通じて、自主防災組織等による防災訓練を実施する際に、専門家を派遣し、意識啓発活動を実施するとともに、高齢者世帯等における家具等の転倒防止対策等を推進します。

4. 指導・勧告又は命令等に関する事項

(1) 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要があるため、所管行政庁である京都府と十分な連絡調整を行い、連携しながら指導や対策を進めます。

5. その他建築物の耐震化の促進に関する事項

(1) 計画の進行管理

令和17年度末における耐震化の目標達成に向けて、概ね3年ごとに本計画の進捗状況と目標の達成状況を把握し、目標設定の見直し等、計画の適切な進行管理を行います。

公表の実施にあたっては、指示・公表等の手続きマニュアルに基づいて行うこととします。

(2) 国、京都府との連携に関する事項

国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに、京都府が策定した「京都府建築物耐震改修促進計画」の進捗ととの整合に配慮して、本計画を進めます。

参考資料

◆ [住宅の耐震化率の算定]

住宅の耐震化率：

$$\frac{\text{昭和56年以降の住宅戸数} + \text{昭和56年以前のうち耐震性能を有する住宅戸数}}{\text{全住宅戸数}} = \text{耐震化率}$$

※ 耐震性能：木造についてはIw値1.0以上、鉄骨造・鉄筋コンクリート造ではIs値0.6以上かつq値が1.0以上の場合、耐震性能があるとしている。

※ Iw値：木造の構造耐震指標で、建物の強さをあらわす。

※ Is値：鉄骨造・鉄筋コンクリート造等の構造耐震指標で、建物の強さをあらわす。

※ q値：建築物の各階の保有水平耐力に係る指標。

◆ [地震発生確率とは]

○活断層の過去の活動時期や活動間隔に基づいて、将来一定期間に活動する確率を計算したもの

○将来の一定期間：通常は30年間

○相対的期間

○発生確率の最大値が3%以上の活断層を「今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループ」

○発生確率の最大値が0.1%以上の活断層を「今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループ」

◆ 住宅・建築物の耐震基準

昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が大きく強化されており、これ以前の基準と区別するため、以降の基準は、一般的に「新耐震基準」と呼ばれています。新耐震基準は、昭和56年6月1日以降に着工した建築物等に適用され、中程度の地震に対しては被害が起らないことや、大地震に対しては倒壊の恐れが少ないことを目標とした基準となっています。ただし、構造体が全く無傷というわけではなく、何らかの損傷を被ることがあります。

◆ 木造住宅に関する耐震基準

建築基準法の耐震関係規定は昭和56年6月1日に大きく改正されましたが、木造住宅の耐震関係規定は、平成12年にも強化されています。(耐力壁の配置バランスの規定及び接合部の継ぎ手の規定)。よって、昭和56年6月1日から平成11年までに着工された木造住宅は、現行の耐震関係基準を満足しない場合もあります。

◆ 減災化住宅

地震時に住民の命を守ることを最優先として、京都府府独自の指標として設定されたもので、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅のことです。

◆ **特定既存耐震不適格建築物**

以下のいずれかに該当するもので、耐震診断の努力義務があります。

- ・ 病院、店舗、旅館、学校、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- ・ 地方公共団体が定める避難路の沿道建築物

◆ **要緊急安全確認大規模建築物**

以下のいずれかに該当するもので、耐震診断の義務付け及び結果の公表がなされます。

- ・ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- ・ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

表1 耐震改修促進法における規制対象（法第14条及び附則第3条）

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
体育館等（一般公共の用に供するもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		—	—
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ5,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量異常の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

◆ 町内の緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路

- ・ 京都府庁と総合庁舎を連絡する道路
- ・ 他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）
- ・ 重要港湾舞鶴港を連絡する道路

- ・ 第二京阪道路（京都市境～大阪府境・路線延長 10.5 km）
- ・ 京滋バイパス（大山崎 JCT～滋賀県境・路線延長 17.5 km）
- ・ 国道 1 号（京都市境～大阪府堺、京都市境～大阪府境（第二京阪道路側道）、国道 24 号交点～国道 478 号交点（京滋バイパス側道）・路線延長 19.7km）
- ・ 国道 24 号（京都市境～奈良県境 27.3km）
- ・ 国道 478 号（国道 171 号交点～国道 1 号交点・路線延長 5.1km）
- ・ 主要地方道 宇治淀線（国道 24 号交点～宇治若森線・路線延長 5.0km）
- ・ 主要地方道 京都宇治線（京滋バイパス交点～宇治淀線交点・路線延長 1.5km）

第二次緊急輸送道路

- ・ 第一次緊急輸送道路と市町村役場等、その他の防災拠点を連絡する道路

- ・ 主要地方道 宇治淀線（国道 24 号交点～京都市境・路線延長 3.6km）

京都府緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- ・ 1 / 2 閉塞建築物による連続閉鎖区間（1 / 2 閉塞建築物）

60%以上・宇治淀線（北川顔周辺）

連続閉塞区間の類型：軽度